

III 研究ノート III

ギリシア行政手続法（1999年）に関して

上 杉 信 敬

目次

1. ギリシア行政手続法の成立の経過
2. ギリシア行政手続法（1999年）の内容
3. ギリシア行政手続法条文

一、ギリシア行政手続法の成立の経過

ギリシア行政手続法は1999年に成立したがそれに至る歴史経過は5つの時期に区分できるという^①。第1期は、行政手続法の発生の最初の時期。第2期は1980年代（1991年まで）。第3期は1990年代。第4期は行政手続法の成立（1999年）。第5期は最近の発展、である。

1)、第1期は、ギリシアの行政手続法の最初の発生の時期であるが、その特徴は、ギリシアの行政手続法は最初は憲法及び多くの法律に非体系的に定められて存在した。さらに行政手続法の最も重要な法源は行政裁判所 (Staatsrat) (Συμβούλιον της Επικρατείας) の判例であった。1929年に設立された行政裁判所の判例は個々の法律及び命令の条文とともに1980年代に立法者により採用され、さらに行政手続法の最も重要な諸原則をもたらしたことに貢献したという。行政手続法は具体化された憲法とも見なされ、さらに憲法は手続法の規範内容をも有し、憲法の一般原則は行政手続を広範に規定する。個々の憲法の規定でも具体的な規定をしている。例えば第10条の請願権の保障、第20条第2項の法的聴聞の保障である。後者は1975年憲法の規定であるが、行政裁判所の60年代の判例で形成された。次に個別法において行政

手続を規定する。例えば、公務員法、社会保障法、建築法、さらに組織問題に関係する法律においてである。これらの個別法においては、個々の行政行為を行うことの申請、期限、行政行為の決定以前の諮問と聴聞の種類と方式、行政行為に対して異議を申し立てることの市民に対する可能性などに関することを定めていた。さらに行政争訟手続や法定期限に関してにも行政手続に関する規定が見られた。さらに1959年の「公営造物の機能の改善のための措置に関する」命令も官庁の協力及び立証手続の簡素化を定めていた。そうした中で行政裁判所は判例により個々の規定の解釈、その適用の統制及び行政手続法の一般原則の形成により行政手続法の発展に持続的に影響を与えた。さらにこの時期には、行政手続の統一と単純化をもたらす法典化への関心と願望が形成された。市民の権利保護と行政活動の効率化を結合するという課題の遂行が求められた。そうした中、1967年、長官スタシノプロス (Stassinopoulos) が作成した最初の行政手続法案が提起された。

2)、第2期は80年代で、判例の結晶化と行政の近代化の時期である。この時期では2つの重要な法律が公布され、集团的権限の廃止に関する一連の大臣決定が行われた。2つの法律とはまず法律1599/86、「国家と市民との関係、身分証明証の新しい形式の創設及びその他の規定」であり、国家と市民との関係の改善と官僚主義の排除を目標としている。他のものは法律1943/91、「公行政の組織と機能の近代化、個人の発達と他の関連規定」であり、行政の近代化だけでなく、行政手続の法典化も目ざしていた。前者は身分証明に関する手続を単純化し、申請に関すること、解決期限や申請の形式、行政文書閲覧及びコピーに関しての市民の権利について規定した。(§16)。集団行政機関の人事配置や行政の中立原則も定めた。市民局が設立されさらに行政手続法典の準備委員会を予定した。(§20)。後者において、1、申請への行政の対応に厳しい規定が設けられ、遅延の場合は損害賠償する、2、行政公開、行政情報へのアクセスが定められ、3、行政立法手続の簡素化に関する委員会を設立した。2つの法律の執行のために大統領令もしくは省令を公布しはじめて行政手続法の体系化をもたらした。それらは特別法が存在しな

いところで通用した。さらに透明性の原則の適用と文書閲覧の組織、「良き行政」の要素としての円滑性の承認、単に「管理される者」でない新しい市民像の主張などに新しさが見られた。この時期、判例においては社会保障の権利に関する判例による承認、さらに期限及び権限を有する行政機関を教示する行政の義務などが挙げられる。

3)、第3期は1990年代である。この時期にはギリシア行政手続法は行政手続法のヨーロッパ化の増大の時期と見られている。そしてそれはEUの共同体法により、又、欧州裁判所の枠内における発展により影響をうけた。法律規定と行政命令の接近と同化という目標での共同体法の国内法への転換がなされた。例えば、委託手続に関する法律2257/1997、葉の承認に関する手続。さらに手続規定に関する新しい原則が承認された。例えば補充性原則、黙示の積極的行政行為の存在の推定。すでに存在した効率性と有効性の原則が強調され、品質の概念が例えば郵便、電気通信、エネルギー市場などの領域で法概念として導入された。さらに透明性の原則は環境立法だけでなく行政手続においても移植された。次に独立行政庁が設立された。例えば、「電気通信及び郵便の全国委員会」、「エネルギー規制委員会」。これは監督機能及び部分的規制機能を有した。第3に情報保護に法律上の根拠がもたらされた。法律1599/86は組織に関してであるが、法律2472/1997、「個人的性質の情報の作成に際しての個人の保護」である。その法律の内容は、情報の等級化、適法な情報の作成の要件、神経質な情報の作成の禁止、個人的情報の作成の秘密と安全、外国への個人に関する情報の伝達、である。さらに自分に関する情報への接近権、自分に関する情報の加工に対する異議権及び仮の保護が承認された。さらに個人の情報保護のために、独立の行政庁を設立した。この期の判例においては、市民にその権利保護、特に法的救済に関する権利の情報提供の行政の義務が承認された。さらに効率性の原則を考慮し、手続瑕疵の治愈について承認する場合がある反面、手続瑕疵については不必要として無視することが行われた。

4)、第4期は行政手続法典の検討の時期である。このような経過の中で、

行政手続法典案の起草がこころみられ、1999年、ギリシアにおける最初の行政手続法が制定された。まず最初の草案となるのが、1967年のスタスノプーロス草案である。当時の行政裁判所の長官、M.Stassinopoulos がその当時、行政手続草案を公開した。この「準備草案」は92ヶ条含んでいた。第1部（1-14条）は一般処分、定義（行政行為、機関、合議制機関）、権限及び権限の衝突、瑕疵の結果等であった。第2部（15-43条）は機関の法的地位（標準化、休暇、引退もしくは休職にある公務員、代理、配置に関する規準及び合議性機関の機能）を規定した。第3部（44-67条）は期限、形式及び手続、法的聴取、文書閲覧、行政の相手方への情報提供、理由付記及び附款を規定した。第4部（68-92条）は行政行為の効力についてで、行政行為の始めと終了、行政行為の取消もしくは廃止に関して規定した。その後、さまざまなこころみが1993年頃まで行われた、そしてさまざまな委員会が設置されたが結果として失敗であった。1995年、フロガイティス（Flogaitis）委員会の草案が作成された。この草案は全6章、46ヶ条であった。この草案においては、行政手続を定義し、「行政行為の何らかの措置の発布のために、その措置自身を含んで外部に向けての法効果を伴う、組織された行政活動の個々の形式」としている。さらにその章別構成を見ると、第1章は行政手続の一般原則である。民主主義原則、法治国家原則及び法定原則（8条）、比例原則及び利益もしくは価値衡量の原則（9条）、経済性及び効率原則（10条）、侵益的措置の事前聴聞の原則（11条）、不党不偏原則（12条）、文書閲覧権、を規定した。第2章は個別の行政行為の発布のための手続を規定した。第3章は行政行為の効力を規定した。第4章は行政契約、第5章は行政救済、第6章は最終章で合議制機関の配置と機能に関してであった。この草案は資料の体系化に一定貢献したこと及び私法概念の一部導入された、例えば参加の能力と手続可能性（2-3条）、行政契約への第3者及び行政庁の同意、と見なされている。しかしこの草案の討議及び採決は延期され、総選挙及び政府の新形式がなされる間、成果なしにとどまった。1997年、新委員会が法律2503/97により第18条第18項及び第24条にもとづき設置された。そして当該

委員会はついに草案を作成し、それは1999年、法律2690/99、行政手続法典として制定された。

二、ギリシア行政手続法（1999年）の内容

1999年の法律2690/99によれば、行政手続法制定の理由は、「国家と市民との効果的な協力に導く安全と信頼の気風の創出を法規範の無知及び不明確に起因する摩擦と問題を生ぜずに」可能とするべきである。法典は市民の事項でのやりとりと解決のための前提を作るべきで、透明性、平等取扱い及び人間価値の尊重の原則に基礎をおき、市民への給付と公行政の効果に貢献するべき、としている。行政手続法は6章、全33ヶ条である。その構成は、第1章、一般規定（§1—12）、第2章、合議制行政機関、その人員配置と機能（§13—15）、第3章、行政行為（§16—21）、第4章、行政契約（§21—23）、第5章、請願と行政不服申立（§24—27）、第6章、最終規定及び経過規定（§28—33）、である。この行政手続法は手続規定と若干の実体法規定も含んでいる、比較的短い法律である。起草者によれば規定は最小限に限定されるべきとしたことの結果であるという。したがって99年法は行政手続の包括的な体系を提示してあらず、さらに同時に修正された行政訴訟手続との間にくい違いがある、テクノロジーの発展が考慮されていない、等の批判が存在したという。しかしそれら批判にもかかわらず、法典の発布により柔軟な現代的解釈が可能となり、その適合能力が高められ、本質的な領域で統一的根拠が提供され、法治国家の保障と市民の保護が意図的に深められたと評価されている。特に第6条の事前の法的聴聞の規定は判例により発展させられ、憲法上も規定されたが、新しい規定により判例よりも広い保障を解釈で与えているという。

1）、一般規定における特徴。行政手続法の適用範囲（§1）は、国家行政、地方行政及び公法上の法人である。行政の行為には職権によるもの（§2）

と申請に対するもの(§3)がある。前者は法律が定める期間内にもしくは適切な期間内で解決しなければならない。後者は関係規定が予定する期限内に、もしくはそれ以外では60日以内に解決しなければならないとする(§4-1)。申請が権限のない機関に提出したときは5日以内に権限を移送しなければならない(§4-1)、§4-1で予定した期限内に解決できないときは、権限を有する機関は文書で利害関係者にその理由も含めて通知しなければならない(§4-2)。さらに第5条において、利害関係者の文書閲覧権を規定する。ただしプライバシー情報については除外される。閣議の討論、司法、警察及び軍機関、犯罪行為、行政違反についての情報については関係機関は閲覧を拒否できる(§5-3)。著作権、工業所有権の存在する場合も行使できない(§5-5)。閲覧権の拒否には正当な理由を付し、1ヶ月以内に申請者に通知しなければならない(§5-6)。閲覧はその行政機関の事務所で行い、複写も可能であり、その費用は申請者が負担する(§5-4)。第6条は利害関係者への事前の聴聞を規定する(権利もしくは利益を侵害する行為や措置に関して)。聴取のための召集は少なくとも5日前に送達される(§6-2)。ただし危険の防止のためもしくは特別の公共の利益にもとづく措置を直接とることが必要な場合は事前聴聞を行うことなく規制することができる(§6-3)。第7条は行政機関の公正さについて規定する。回避や忌避に関する定めである(親族については4親等まで回避)。第8条は行政機関の交代(そして代理)、第9条は権限の移動(署名権限)などの行政機関に関する規定である。第10条は期限に関して定める。第11条では真実の署名とならんでコピーも可能の場合のあることに関し規定する。第12条は機関の記録の作成と文書の記載の認証の交付について定める。一般規定の部分においても行政手続の一般原則(例えば適法性原則、透明性原則など)についての規定は条文中に明文ではほとんどもうけられてはいない。それらの行政手続法の一般原則としては、学説によれば次のようなものが挙げられている。適法性原則、透明性原則、中立性原則、事前の法的聴聞の原則、良好行政の原則が挙げられ、さらにその他に裁量問題とも関連するものに、理由付記原則、便宜原則、形式の遵守

への配慮、円滑性の原則が挙げられる。これ以外に多くの文献で引用するものとして、人間の尊厳原則、民主主義原則、調査原則、文書閲覧原則情報及び行政による市民への助言、さらに効果性と効率原則、がある。それに類するものは、期限 (§2)、文書閲覧 (§5)、事前聴聞 (§6)、回避 (§7) などに限られている。

2)、合議制行政機関について。99年行政手続法は行政機関について、独任制行政機関については詳細に定めてはいないが(一部前述のように一般規定の中で数ヶ条関係するものはあるが)、合議制行政機関について第2章を与え §13~ §15の3ヶ条をおいている。第13条は構成、第14条は人員配置、会議、職責履行、第15条は決議に関する定めである。

3)、行政行為について

99年の行政手続法においては行政行為について第3章で §16- §21の6ヶ条で規定するが、その際、明確な定義は行っていない。第30条で用語の概念説明において行政行為とは執行可能な行政行為のことであると述べているにとどまる。①行政行為の定義として Zygora 氏の説によると学説上のものとして「行政機関により発せられた法形式の外部効力への要求を伴う法行為」と表現されているものがある。その要素の最重要な指票は行政法及び判例によれば、a) 行政機関による発布である。その際の行政機関には国家機関及び自治体の行政機関と公法人が含まれる。(立法機関及び司法機関、私法上の法人の行為は除外される。) さらに宗教教義に関係しない教会行政の行為も含まれる。さらに b) 行政行為は個別的行政行為と規範的行政行為で区別され、行政行為は c) 明示的なものがあるが、黙示的なものもある。後者については回答が出てこない(もしくは遅れている)場合で申請などの拒否が推定される。そしてその内、特別の種類のもは法的行為業務の違反となる。(作為業務違反)。さらに行政行為の1種類として複合的行政行為が挙げられる。②行政行為の手続に関する定めとして、まず内容と形式に関するものが

ある。第16条。行政行為は文書形式で発するのが原則だが（§16-1）特別の状況のときは口頭で行うこともできる。（§16-2）。そして公表するか送達する。前者の方法は規範的行為，一般的内容の個別行為（例えば多くの利害関係者に関係する）のときは義務的である。次に第17条は行政行為の理由付記を義務づけている（§17-1）。その理由は明白で特定及び十分でなければならない，とされており，さらに関係する資料から導き出されなければならないとしている（§17-2）。第3に第18条では個別的行為で公布されねばならないとき，及び規範的行為の公布について，第4に第19条は個別的行為の通知について定め，第5に第20条は事前の意見，他の機関の提案に関して定める。第21条は権限を有する機関の撤回手続について規定する（撤回権をもつ機関はそれの法定機関である）。行政行為についての実体法的規定，瑕疵，無効，取消，撤回については定められていない。瑕疵ある行政手続は通常取消である。その際，撤回手続を適法行為及び事実設定の誤りにより違法な行為については遵守しなければならない。

4), 行政契約について

手続法は第4章の第22条，23条の2ヶ条で行政契約について規定する。行政契約とは国もしくは自治体などの行政もしくは公法人を一方当事者とする契約で，公益を追求し高権的な契約条項により特権的地位が認められたものである。第22条は行政契約の形式を規定し，書面で締結すべしとする（ただし法律が別の規定をおくときは除外）。第23条は契約の締結手続を規定し，事前手続と契約締結からなり，入札手続（actes détachables）（入札募集，応札，落札，契約締結）を行うこととしている。

5), 行政救済手続について

手続法は第6章，第24条から27条までの4ヶ条で行政救済手続についても規定している。行政（行政不服申立て）救済の制度としてa）一般行政不服申立があり，それには，請願（憲法10条にもとづく）（§27）。2，行政決定

を行った行政機関に提出するもの（治愈申請）、3、決定機関の上級機関に提出するもの（審級的統制）（審査請求にあたる）（§ 25）の3種類存在する。さらに、b）特別行政不服申立がある（§ 26）。これは特別の法規定により定められるもので、どの行為もしくはどの不作為が攻撃可能か、権限を有する機関の取扱いの期限、不服申立への決定の期限を定めているものである。この特別行政不服申立には合法性不服申立と準司法的不服申立の2種類が存在する。前者は合法性の統制を行い、後者は裁判と類似の不服申立である。争われた行為の実体的統制を行い合法性に加え合理性の統制を行う。さらに第27条は行政行為による執行停止について規定し、申請によりもしくは職権で行政行為の停止ができるとしている。ただしその期間は決定のため定められた期間より長期にすることはできないとする。第28条は請願について定め、不服申立が不可能なときに作為、不作為に関して損害を生じたときは決定機関に請願を提起できるとしている。

6）行政不服申立と行政訴訟の関係

手続法は行政訴訟と行政不服申立との関係については規定していない。

①ギリシア行政手続法の成立経過、その内容については、Olga S. Zygora, *Europaeisierung des Verwaltungsverfahrensrechts, Laenderbericht Griechenland*, in Hermann Hill/Rainer Pitschas, *Europaeisches Verwaltungs-verfahrensrecht*, 2004. S155～を参照した。その他ギリシャ行政法に関しては、Jurgen Schwarze, *Administrative Law under European Influence*. 1996, P409～。Jurgen Schwarze, *Europaeisches Verwaltungsrecht*, 2, Aufl., 2005, S.158～, など参照。

三、ギリシャ行政手続法

(法律2690/1999, 議会の承認を経て, 大統領が1999年3月9日に「ギリシャ共和国政府官報」第45期に公布)

第1章 一般規定

第1条 本法の規定の適用範囲

本法の規定は国家行政, 地方行政及び他の公法人に適用する。

第2条 職権による行政行為

行政機関は職権により現行法により予定されている行為を法律で明示された期限内で, さもなければ適切な期限内で解決しなければならない。

第3条 行政への申請

1. 利害関係者の申請が, 関係規定が予定するときは, 行政行為の発布のために必要である。

2. 利害関係者は行政行為の発布以前に, 特別の反対規定がないときは, 申請を成果なしに取下げることができる。取下げは撤回することはできない。

3. 利害関係者の便宜のために, 行政庁にその権限領域のすべてに属する事項で提出を義務づける。申請書式を使用する。書式は申請の承認のための法的要件, 適用する規定, 申請者が提出すべき文書, 回答が与えられる期限, を含む。利害関係者が記入することができないと宣言するときは, 権限を有する公務員が申請者の口頭での説明の後に申請を自ら作成しなければならない。

4. 申請の中で引用される身分証明は, ギリシャの国民は身分証もしくは主管機関の臨時証明又はパスポートで証明するべきである。外国人の身分証明は欧州連合の構成国の市民は身分証もしくはパスポートで証明し, 他の場合にはパスポートもしくは国への入国許可の他の公式文書, 又は主管のギリシャ

の官庁が公布した文書で証明する。法人の証明書はその所在地で有効な法規定に従い証明する。申請が本人により提出されない場合は身分証もしくはそれに相当する文書の承認されたコピーを添付しなければならない。

5. 身分証もしくはそれに相当する文書により証明されない事実もしくは情報は、他で特別規定が存在しない限り、利害関係者の関係規定で予定された形式にのっとった法的に拘束力ある宣言により行われる。類似の宣言が、身分証に記載した家族の状態、住所及び職業の情報で変更があった場合に、行われる。

第4条 行政による事務の解決

1. 申請が提出された場合は、行政庁は関係する規定があるときはそれが予定する期間内に、それ以外のときは60日以内に、利害関係者の事務を解決するか申請に関して決定しなければならない。期間は権限ある行政庁への申請の提出により開始する。申請を権限のない行政庁へ提出した場合は、その行政庁は5日以内に申請を権限ある行政庁に移送しさらにそのことに関して利害関係者に通知しなければならない。この場合は、申請が権限ある行政庁に到達したときから開始する。

2. 事務が第1項が予定した期間に解決することができない場合は、権限ある行政庁は書面で利害関係者に次のことを通知しなければならない。

- 1) 遅延の理由,
- 2) その事項を処理する公務員とその電話番号, 情報入手のために,
- 3) 不足する文書,
- 4) 他の有用な情報。

3. 行政庁は申請が明らかに違法であるかもしくは濫用されて繰り返された場合は、第1項の義務を免除される。

4. 行政庁は利害関係者の申請に対してただちに証明書もしくは承認を与えなければならない。即時の授与が不可能な場合は、10日以内に郵便で届け出た住所へ送付される。利害関係者が郵便を希望せずさらに自らもしくは授

権代理人がその文書を受取りにいくと表明する場合は、この義務は免除される。

第5条 文書閲覧

1. いかなる利害関係人も自らの文書の申請により行政文書を見る権利を有する。行政文書とは行政機関が作成した文書で、報告、研究報告、記録、統計数字、職務の基準、行政の回答、鑑定及び決定等を含む。

2. 何人も特別の法的利益を有する者は文書による申請により、公行政庁が保存し、その行政庁に係属しもしくは解決される独自の事務と関係する私的文書を見る権能を有する。

3. 前1, 2項が予定する権利は文書が第3者の私的もしくは家族の生活に関係しもしくは特別の規定が定める秘密を害する場合は、存在しない。文書が閣議の討論に関係するか、もしくは閲覧権の保障が司法、警察もしくは軍事機関の犯罪行為もしくは行政違反の発生の調査を阻害し得る場合は、権限を有する行政機関は文書閲覧権を拒否することができる。

4. 第1項, 第2項の権利は、行政機関の執務室で文書を閲覧する、もしくは複写が原文書を損なわない限りで、複写を行うことで行使する。複写の費用は、法律が別の規定をおかない限り、申請者が負担する。医療的性質の情報は、その目的のために招聘された医師の助けを得て、利害関係者に通知する。

5. 第1項, 第2項の権利は著作権もしくは工業所有権の存在する場合は行使できない。

6. 第1項, 第2項の権利の拒否は正当な理由が必要でさらに遅くとも申請の提出から1ヶ月以内に文書で申請者に通知しなければならない。

第6条 利害関係人の事前の聴聞

1. 行政機関は特定の者の権利もしくは利益を侵害する行為や措置の前に、関連する問題に口頭もしくは文書で意見を表明するために利害関係者を召喚

しなければならない。

2. 聴取の召喚は聴聞の場所、日付及び時間を記入しさらに措置もしくは行為の対象を述べる文書により行う。召喚は利害関係者に聴聞より少なくとも5日前に送達される。利害関係者は関連する証拠物件を閲覧し及び反証を提供する権利を有する。上述の手続を遵守し同様に利害関係者の見解を考慮することが行政行為の理由づけから生ずるべきである。利害関係者を聴取して適当な時間の内に、措置をとらねばならない。

3. 危険の防止のためもしくは特別の公共の利益にもとづき措置を直接にとることが必要な場合は、例外的に利害関係者を聴聞に事前に召喚することなく規制することが可能である。規律する状況を変えることが可能な場合は、行政機関は15日以内に利害関係者を第2項に従い聴聞に召喚しさらに必要ならば新しい規制を行う。この期限が経過しても行政が活動しないときは、その措置は自ら失効しさらに他の行為を行うことがない。

4. 第1項及び第2項の規定は不利益な行政行為に關係する規定に行政不服申立の提出の可能性を予定する場合に適用する。

第7条 行政機関の公正さ

1. 行政機関は、独任制か合議制を問わず、その権限の行使に際して公正な判定をすることを保証しなければならない。

2. 独任制機関さらに同様に合議制機関の構成員は、次の場合は決定手続への参加もしくは意見又は提案の形式を行うあらゆる行為もしくはあらゆる手続に回避しなければならない。

1) 事務の開始と関連して自らの個人的利益を図かる、

2) 利害関係者との関係で配偶者もしくは血族、姻族、その中であらゆる直系親族、4親等以内の傍系親族、

3) 利害関係者と特別の連携もしくは特別の関係又は敵対関係にある。

3. 行政機関のもしくは合議制機関の構成員の見解に従えば（行為を行うことを）回避するように強いるべき場合は、その者はそのことを直接にその

上級機関もしくは時には合議制機関の委員長に説明しさらにあらゆる行為を回避すべきである。この場合は上級機関もしくは合議制機関の委員長はできるだけすみやかに決定すべきである。

4. 利害関係者は手続のいかなる段階において独任制機関もしくは合議制機関の構成員の忌避を申出ることができる。申出は上級機関もしくは合議制機関の委員長つまり決定機関に提出する。その他の事項については、本条第3項第2文の規定を適用することができる。

5. 上級機関もしくは合議制機関も職権で忌避を命ずることができる。

6. 前項の規定は回避の場合はもしくは忌避が合議制機関のあまりに多くの構成員に申立てられ他の構成員が第14条第1項に従い決定することができない場合は適用できない。

第8条 行政機関の代理（代行）

公行政機関の長が欠席するかもしくは職務の履行に障害がある場合は、それに従属する組織上の職位の最高者が代行する。下部の組織が存在しない場合は、組織体の最上位の公務員が代りに任につく。前述の公務員が同等の場合は、上位の者もしくは組織内で長期の職務歴をもつ公務員が代理人に指名される。代理人に指名された者の属する部局は関係規定により上位の地位を占めるべきである。

第9条 行政機関権限の代理～行政機関の署名委任

1. 行政機関の権限は関係規定により定める。

2. 権限を有する行政機関は、関係規定が定める場合は、自らの規則制定行為によりその権限を移転することができる。この場合は権限は、権限が並行してそれを移転した機関も行使できる場合以外は、もっぱら移転された機関が行使する。

3. 関係する規定が予定する場合は、権限を有する行政機関は自らの規範制定行為により階統的に従属する機関に、移転してその権限の行為もしくは

他の文書に署名することを委任することもできる。

4. 行政行為の前文において、利害関係者への情報提供のため、行為の決定の権限を定める規定及び時には行為を決定する機関への権限委任もしくは署名代理権の行為を述べる。

第10条 行為の期限

1. 利害関係者が申請、不服申立、意見もしくは他の文書を提出することと同様にその者のあらゆる他の行為の期限は、その期限を明確に指示する規定がない場合は除外する。

2. 利害関係者は規定された期限内にその申請もしくは他の文書を機械の手段を通して提出することが許される。その際その機械は発送装置と受取装置、同様に発送と受取の日付と時間の認識を確実にする印刷をするようにする。ただし、その後利害関係者は第3条及び第11条の規定に従い遅くとも期限経過後5日以内に、自筆の署名をした及び機械装置により職務により受け取った文書と同様の内容を有する文書を提出しなければならない。

3. 利害関係者は、関係する特別規定で排除されないときは、書類を書留郵便で提出することができる。この場合は提出の日付は郵便の郵便局への提出の日付をそう見なす。

4. 法律の規定が証書、資料もしくは他の公的文書の同時提出を予定しさらにそれらの発行の権限を有する機関が代行すべきという理由で同時に提出しない場合は、利害関係者の文書のすみやかな提出で充分である。この場合、利害関係者から提出された文書の中で公的文書を提出しない理由を述べなければならない、提出を不可能とした理由がなくなった場合は利害関係者は文書を提出しなければならない。

5. 期限は行政にとっては指示的であり、期限を定める法規定がそれを排除する場合は除外する。直接に利害関係者に不利な影響を与える個別決定の期限は排除される。

6. 期限の超過は上級権限の場合は許される。

7. 特別規定がない場合は、期限の計算は民事法第241～246条の規定を適用する。

第11条 真実の署名の確認と複写（コピー）の認証

1. 利害関係者の署名の真実性の確認は各公行政機関により身分証明書もしくは第3条が予定する相応の文書により行う。

2. 利害関係者は原本を発行した各行政機関、弁護士もしくは公証人に、原本もしくは原本の正確なコピーの認証を申請することができる。コピーもしくは写真コピーの認証は、利害関係者が第3条第5項に従い各項目の正確性を確認する宣言を伴う場合は必要ない。

3. 行政機関は証書、確認もしくは他の資料の認証を得たコピーを受取らなければならない。このコピーは第3条が規定する宣言に伴うコピーと同様に原本と同様に受取られる。

第12条 機関の記録の作成と書類の記載の公証

いかなる方式でも行政機関に到達した文書は、当日に受取人の冊子に通し番号及び事項及び単位の数量を引用して記入しなければならない。同冊子には文書のあて名の機関及び受取の日付も記録しなければならない。機関は上述のすべての資料を述べた文書を記入した認証を交付しなければならない。

第2章 合議制行政機関

第13条 構成

1. 合議制機関の合法的構成のために、法律に規定するすべての構成員（正式構成員もしくは代理構成員）は行為により指名する。同一の個人は2つ以上の機関に同時に指名することはできない。数名の構成員が選定されもしくは第3者により提案されさらにこれらが権限を有する機関により選定さ

れずもしくは提案もされない場合は、その選定もしくは指名が適時に文書で要求され及び他の構成員の数が決定を行うに十分である時は、機関の構成は合法である。

2. 法律が特別の規定を有しないときは、合議制機関は少なくとも3人以上で構成する。

3. 合議制機関の委員長及び事務局長さらに代理人は組織決定で指名する。合議制機関がもっぱら選挙された構成員で構成する場合は、委員長、事務局長及び具体的な職務を有する他の構成員、同様にその代理人は合議制機関の秘密選挙で確定する。

4. 合議制機関の構成員の地位を違法に取得しその構成員に指名されたときも、機関の構成の合法性には影響しない。

5. 合議制機関の数人の構成員が脱会もしくは他の理由から引退し又は選出された地位を失った場合は、構成員数で定足数を満たすための十分の法的構成員を有するときでも、合議制機関は3ヶ月以上活動することはできない。

6. 法律が合議制機関の構成員の任期を定める場合は、その任期の経過以前の構成員の代行は、その義務の履行に関係し及び関係する行為で承認すべき理由が存在する時のみ可能である。

第14条 人的構成—会議—職責履行

1. 合議制機関は任命された正式構成員もしくは代理の構成員の過半数が出席した場合は適法に開会する（定足数）。定足数は全会議中満足していなければならない。最初の会議で定足数の瑕疵が確認される場合は、機関は新たに会議を召集しなければならず、早くとも24時間後に同じ場所で同じ議事日程で開催する。この会議の間、定足数は任命された正式構成員の1/3及びいずれの時も3人以上の正式構成員もしくは代理の構成員を含む正式構成員もしくは代理構成員の出席である。合議制機関で3人の構成員で構成されるものはすべての3人の正式構成員もしくは代理構成員の出席が必要である。

2. 委員長は会議の日付、時間及び場所を決定し正式構成員及び代理構成員の参加を召集する。日程を記入する召集が事務局長から合議制機関の構成員に会議の少なくとも48時間以前に送付されるべきであり、さらに日付と召集を送付した者の署名の記載された召集が特別の冊子において証明される限りは召集は電話、電報もしくはファックス又は他の適当な手段でも送付することができる。この期限は緊急の場合は短縮することが許される。この場合は召集は文書で発せられ、さらに期限の短縮を強いる理由を説明しなければならない。合議制機関の構成員の召集は会議が構成員に手交した機関の決定で確定した特定の期日に開催する場合は必要ない。召集は構成員が会議の前に不参加を報告もしくは不参加が合議制機関の委員長が知った場合も必要ない。

3. 代理の構成員は欠席のもしくは不参加の構成員の代理にとして、それらの者の同等の任命がない場合を除いて、召集される。

4. 召集されなかった構成員が会議に参加しない場合は、会議は違法である。同様のことはその代りに代理構成員が出席した場合もあてはまる。構成員の召集に際して瑕疵が存在した場合は、これらの構成員が出席しさらに会議を行ったことで何ら反対がない時は、合議制機関の会議は適法である。

5. 合議制機関の構成の合法性は次回以後の会議での参加構成員の交代により影響を受けない。

6. 合議制機関の構成員は配偶者であるか4親等以内の血族もしくは姻族であるときは、同じ会議に参加することはできない。

7. 合議制機関の会議の召集は、その正式構成員の1/3が委員長に議論すべき議題を確定して要求した場合は、義務付けられる。

8. 議事日程は委員長が構成員が行う提案を考慮して作成する。

9. 会議の対象は議事日程に含まれる事項だけである。例外的に議事日程に含まれていない項目も全構成員が出席しさらにその討論に同意した場合は議論することができる。

10. 会議は法律が別のことを規定しない場合は非公開である。議論の間は

構成員及び事務局長もしくは法律中で特に予定された者以外の者の出席は認められない。合議制機関は情報徴達もしくは文書提示のために公人もしくは他の者を召集できるがそれらの者は議論の開始前に退室する。

11. 法律が合議制機関の会議公開を予定する場合は、会議の少なくとも48時間前までに会議の場所と時間を利害関係者の入場と出席を可能とするよう適当な方法で知らせること。公開の確保は関係会議録で確認しなければならない。

12. 委員長は会議を開会し及び閉会し、議論を指導しさらに法律の適用及び機関の平静な会議運営がなされるよう配慮する。

第15条 決議

1. 合議制機関の決議は法律に別の定めがない場合は、出席した構成員の絶対多数で行なう。この多数が成立しない場合は、投票を絶対多数に達するまで繰返し、いずれのときも少数意見を代表する者が支配的意見の者へ強制的に合流することにより行う。賛否同数の際は委員長の投票を基準とする。ただし秘密投票のときは除外する。秘密投票の場合で賛否同数のときは、投票を繰返し、新たな投票で賛否同数のときは否決と見なす。構成員が投票を棄権したかもしくは白票を投じたときは、欠席したものと見なす。

2. ある事項の議論が多くの会議を継続する場合は、最後の会議に参加する構成員により決議を行う。その際、先行する会議に参加しなかった構成員はこれらの会議の間の議論の本質的な点に関して報告を受けた後にそうする。その報告は会議録に付加した構成員の宣言により確証しなければならない。

3. 投票は法律で別に規定しないときは記名方式で行う。

4. 合議制機関の会議では会議録を作成する。そこでは特に出席構成員の氏名と地位、会議の場所と時間、議論した事項の内容の短いが主要な記述、投票の形式と結果、同様に行った決議を記載する。

5. 記名投票の時は、少数票を投票した者の氏名も同様に会議録に記載する。

6. 合議制機関の会議で単純な意見の形式が肝要の場合は、個々のことをすべて議論しさらに投票に付された意見を強制的に会議録に記載する。

7. 会議録は事務局長が作成しさらに議長が署名する。

8. 合議制機関のすべての書類の法的存立にとり委員長もしくはその代理の署名で充分である。

第3章 行政行為

第16条 内容と形式

1. 行政行為は書面の形式で作成し、それを決定した機関及び適用する法律規定を記入し、日付同様に権限を有する機関の署名を記す。個別の性質の行政行為はさらに又本法第25条が規定する特別の行政救済もしくは準司法的不服申立の行使の可能性を含み、さらにこの救済を取扱う権限を有する機関、期限さらに不服申立を行使しない時の結果をも記入する。機関の上述の指示に適って行使した行政不服申立は申請者の不利益な結果とすることはできない。適用法規定及び第2項の申立を引用しないことは行為の無効とはならない。

2. 個別的性質の行政行為は、行為により追求する目標の到達に必要な場合は、例外的に口頭で行うことができる。さらに又、行為の名あて人がその内容を理解する可能性を有する場合は、符号の使用も許される。

第17条 理由

1. 個別的性質の行政行為はその決定のための法的要件の存在の確認を述べる理由を記載しなければならない。

2. 理由は明白で、特定の及び充分でなければならず、特に法律中でその行為自身の中に含まれていなければならないよう予定されない限り、行為の中に存在する資料から導き出さなければならない。

3. 行政行為が職権により決定する場合は、決定権限を有する機関が証拠

を収集する。利害関係者が行為の決定を申請した場合は、利害関係者は行為を決定する権限を有する行政機関のもとにあるものを除いて、関係規定が予定する資料を添付しなければならない。

第18条 公布

1. 個別の行政行為は署名及び日付の記入、もしくは法律に従い公布されねばならない場合は、公布により成立する。規範的行政行為は、特別の公布の方法を予定する場合を除いて、政府官報（公式新聞）に公布して成立する。

2. 政府官報での公布の場合は公布の日付は政府官報の発行の日付であり、利害関係者が同日に官報もしくは印刷物の認証されたコピーを得ることが可能であるという条件の下でそうなる。

3. 権限を有する機関は前項の条件を充足するかもしくは他の形式による公布の実行の証明の義務を有する。

4. 公布文章の文字もしくは計算の誤りについてはもっぱらその誤りの訂正に限定した公布が許される。

第19条 通知

1. 個別の行政行為は関係者に通知する。

2. 他の規定で予定された場合は通知はそれぞれ適当な方法で行う。

第20条 意見—提案

1. 法律が行政行為を決定するために事前の意見（簡単な意見もしくは同意）もしくは他の機関の提案を聴取することを予定するときは、決定権限を有する機関の問合わせにもとづく意見が形成され、それに対して提案が提案する機関が主導して行われる。意見もしくは提案は文書で行い、理由を付し及びその内容が適切でなければならない。

2. 決定権限を有する機関は内容が同意もしくは提案の内容と異なる行為を決定することはできない。明確な同意もしくは提案の不採用もしくは簡単

な意見と相違する場合は特に理由を付けなければならない。

3. 行政行為を決定する権限を有する機関は自由に他の機関の意見を求めることができる。この場合は簡単な意見のための規定を適用すべきである。

4. 簡単な意見が法律もしくは決定機関が定めた期限内に、少なくとも適当な時期に提示されない場合は、行政行為はこの意見なしに決定することが許される。

第21条 撤回

1. 個別の行政行為を撤回する権限を有する機関はその行為を決定したかもしくは行為を決定する権限を有する機関である。

2. 撤回のためには行為の決定を予定する手続の遵守は必要ない、ただし合法的行政行為もしくは違法な行政行為を事実の認定が誤り故に撤回するときを除外する。

第4章 行政契約

第22条 形式

行政契約は書面の形式で締結する、ただし法律が他の規定をおく場合は除外する。契約の締結のために契約の申込み及びその受入れのために異なる書類を利用する。

第23条 契約締結

入札募集の後もしくは直接の承諾の後に締結する契約は、入札募集を完了させる行為もしくは直接の承諾行為の利害関係者への送達に伴い締結する。ただし法律が別の規定をおくときは除外する。

第5章 行政不服申立—請願—

第24条 異議申立—審査請求

1. 関係規定で次の条文で特別の行政救済もしくは準司法的行政不服申立の提起の可能性を予定していない場合は、利害関係者で個別の行政行為により生じたその法的利益の物質的もしくは精神的損害の回復を行政行為を決定した機関にその行為の撤回もしくは変更を申請する（異議申立）かもしくは行為を決定した機関の上級機関に行為の取消を申請する（審査請求）ことができる。

2. 前項に従い申請がなされた行政機関は、その申請に関する決定を利害関係者に少なくとも30日以内に通知しなければならない、ただし特別の規定で他の期限を規定する場合は除外する。

3. 他の行政機関が撤回もしくは変更又は取消の権限を有する場合は、異議申立の申請もしくは審査請求が提出された行政機関は少なくとも5日以内に申請を権限を有する行政機関に移送しなければならない。この場合は権限を有する行政機関の決定の利害関係者への通知は、第2項が規定する期限内に行われなければならない。

4. 行政行為が取り消された場合は、行政行為を行った行政機関への書類は却下される、ただし関係規定が行為決定への上級機関の権限を規定する場合を除外する。

第25条 特別の行政不服申立—準司法的不服申立

1. 特別規定が規定するときは、利害関係者は行政行為を原因とするその法的利益の物質的及び精神的損害の回復のために、この規定により定められた行政機関へこの規定に定められた期限内に提出した不服申立により行為の取消もしくは変更を申請することができる。

2. 行政機関は関係する法規定に従い行政行為の適法性のみを審査するかさらに行為の全部もしくは一部を取消かもしくは不服申立を却下する（特別行政不服申立）ことができる、又は適法性と同様に事態を審査し及び行為を全部もしくは一部取消し、行為を変更し、もしくは不服申立を却下する（準

司法的不服申立) ことができる。権限を有する機関は不服申立提起者にその決定を、関係機関が定めるときはその期限内に、それ以外のときは特別行政不服申立の場合は遅くとも30日以内に、準司法的不服申立の場合は3ヶ月以内に通知しなければならない。

3. 特別行政不服申立もしくは準司法的不服申立での決定の権限が他の行政機関に存在する場合は、不服申立に指定された機関は不服申立を遅くとも5日以内に権限を有する機関に移送する義務を有する。さらに又この場合は権限を有する機関の決定を第2項が定める期限内に利害関係者に通知しなければならない。

第26条 共同の規定

行政不服申立が提起された場合は、その審査権限を有する機関は利害関係者の申請にもとづきもしくは職権で行政行為の執行を停止し、不服申立を決定するまで延期できる、ただし不服申立の決定に定められた期限より長期に延期することはできない。

第27条 不服申請

行政不服申立の提起が第24条から第26条に従い不可能な場合は、利害関係者は行政機関の行為もしくは不作為により生じた自らの法的利益の物質的もしくは精神的損害の回復のために、その機関への申請により損害の償いもしくは取消を提起することができる。それ以外ではこの場合は第4条第1項から第3項で定める手続を適用する。

第6章 最終規定及び経過規定

第28条 期限の継続

本法典の効力発生以前に開始した期限の継続は法典の規定に従い以前に有効な期限よりも長期のときは本法典の規定に従う。

第29条 期限の延長もしくは中止

本法典の期限の延長もしくは中止の規定は本法典が効力を生じて以後の行為に関して適用する。

第30条 概念説明

本法の言う「行政行為」とは執行可能な行政行為のことである。

第31条 規定の言及

本法典で言及する条項で当該法律の名称を述べないものは本法典の条項である。

第32条 参照

本法典で他の法律を参照するときは、いずれもその当時に通用した法律の参照である。

第33条 廃止した規定

1. 本法典が効力を生じるのに伴い、本法典が別の規定をおかない場合は、本法典が規律する問題に関係する一般規定は廃止する。
2. 現行法律が本条第1項により廃止した規定を参照するときは、本法典の関連規定を参照すると見なす。